

## 第1号議案

### 知事からの意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により知事から意見を求められた平成22年9月定例会に提出される次の議案については、異議がないものとする。

平成22年9月17日

大阪府教育委員会

#### 1 予算案

平成22年度大阪府一般会計補正予算の件（教育委員会関係分）

#### 2 事件議決案

- (1) 指定管理者の指定の件（大阪府立弥生文化博物館）
- (2) 指定管理者の指定の件（大阪府立近つ飛鳥博物館及び大阪府立近つ飛鳥風土記の丘）

#### 3 条例案

- (1) 大阪府立高等専門学校条例廃止の件
- (2) 大阪府立漕艇センター条例一部改正の件
- (3) 大阪府立臨海スポーツセンター条例一部改正の件
- (4) 職員の育児休業等に関する条例一部改正の件

[根拠規定]

#### **地方教育行政の組織及び運営に関する法律**

(教育委員会の意見聴取)

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分  
その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

## 大阪府教育委員会事務決裁規則

(委員会決裁事項)

第三条 委員会が会議の議決により決裁する事項は、次のとおりとする。

六 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条に規定する意見の申出に関すること。

## 教育委員会 平成22年度 9月補正予算案の主要概要

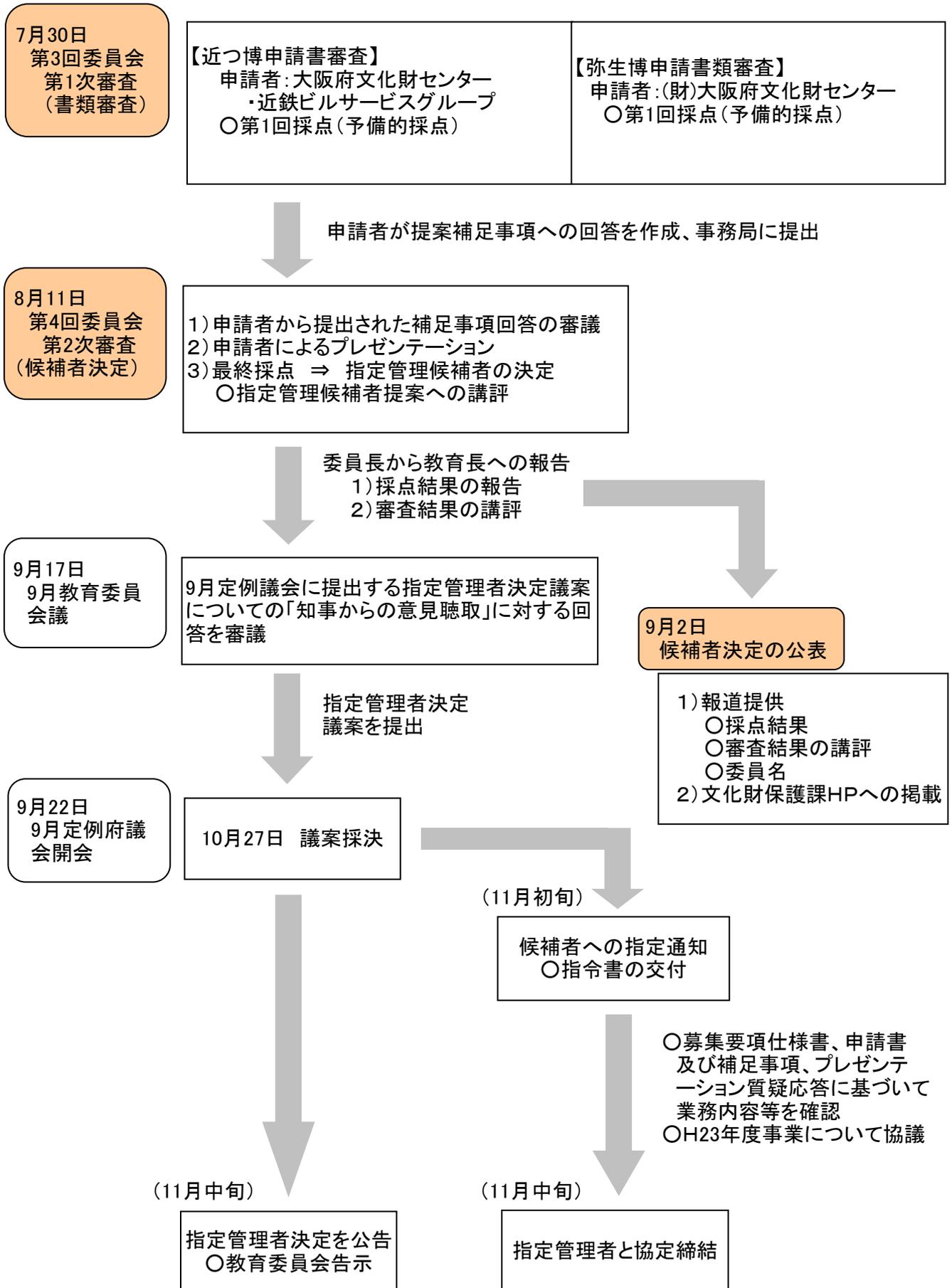
一般 会 計	平成22年度9月補正予算額	892万円
	平成22年度現計予算額	5,730億1,972万1千円
	平成22年度9月補正後予算額	5,730億2,864万1千円

事 業 名	補 正 予 算 額 現 計 予 算 額 補 正 後 予 算 額	摘 要
府立学校耐震対策・ 大規模改修事業費	千円  892万円 72億6,743万2千円 72億7,635万2千円	府立学校の建築物について、耐震補強工事等を実施する。  ○金岡高等学校 特別教室棟、渡廊下棟 ・事業費：243,079千円 〔 22年度 8,920千円 23年度234,159千円（債務負担行為）

○事件議決案

番号	件名	概要
1	指定管理者の指定の件（大阪府立弥生文化博物館）	大阪府立弥生文化博物館の指定管理者の指定 指 定 期 間 平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで 指定する団体 財団法人大阪府文化財センター
2	指定管理者の指定の件（大阪府立近つ飛鳥博物館及び大阪府立近つ飛鳥風土記の丘）	大阪府立近つ飛鳥博物館及び大阪府立近つ飛鳥風土記の丘の指定管理者の指定 指 定 期 間 平成23年4月1日から 平成28年3月31日まで 指定する団体 大阪府文化財センター・近鉄ビルサービスグループ

# 府立博物館等指定管理者決定までスケジュール



○条例案

番号	件名	概要
1	大阪府立高等専門学校条例廃止の件	<p>平成 21 年 1 月策定の『『大阪の教育力』向上プラン』及び平成 22 年 3 月策定の「大阪府立工業高等専門学校改革基本計画」に基づき、大阪府立工業高等専門学校について、平成 23 年 4 月 1 日に公立大学法人大阪府立大学が設置及び管理を行う高等専門学校とすることに伴い、本条例を廃止する。</p> <p>〔施行期日〕平成 23 年 4 月 1 日</p>
2	大阪府立漕艇センター条例一部改正の件	<p>大阪府立漕艇センターについて、財政再建プログラム（案）の公の施設の方向性に基づき、利用者に応分の負担を求める観点から、利用料金の上限額を改定する。</p> <p>〔施行期日〕平成 23 年 4 月 1 日</p>
3	大阪府立臨海スポーツセンター条例一部改正の件	<p>大阪府立臨海スポーツセンターについて、財政再建プログラム（案）の公の施設の方向性に基づき、利用者に応分の負担を求める観点から、新たに指定管理者が駐車場の利用に係る料金を自らの収入として収受することができることとし、当該利用料金の上限額を設定する。</p> <p>〔施行期日〕平成 23 年 4 月 1 日</p>
4	職員の育児休業等に関する条例一部改正の件	<p>部分休業の承認は、15 分を単位として行うこととし、所要の改正を行う。</p> <p>〔施行期日〕公布の日</p>

## 大阪府立高等専門学校条例の廃止等の概要

教育委員会事務局 教育振興室高等学校課

廃止の理由	条例措置を要する理由
平成21年1月策定の「大阪の教育力」向上プラン及び平成22年3月策定の大阪府立工業高等専門学校改革基本計画に基づき、大阪府立工業高等専門学校について、平成23年4月1日に公立大学法人大阪府立大学が設置及び管理を行う高等専門学校とすることに伴い、本条例を廃止する。	・条例の廃止は、条例の形式で行う必要があるため。
廃止及び改正の要点	政策アセスメント
1 大阪府立高等専門学校条例を廃止する。(本則関係)  2 同条例を廃止することに伴い、次の条例について所要の規定整備を行う。 (附則関係)  ・職員の給与に関する条例(昭和40年大阪府条例第35号) ・職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年大阪府条例第9号) ・職員の特殊勤務手当に関する条例(平成10年大阪府条例第41号) ・職員の定年等に関する条例(昭和59年大阪府条例第3号) ・大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例(平成21年大阪府条例第84号)	・府立工業高等専門学校の移管について、府民文化部私学・大学課及び公立大学法人大阪府立大学と調整済。
	制度間調整の内容
	・職員の給与等に関する規則等の関係諸規則の改廃
施行予定時期	その他審査の参考となる事項
平成23年4月1日	・「大阪の教育力」向上プラン(平成21年1月策定) ・大阪府立工業高等専門学校改革基本計画(平成22年3月策定)
適用区分	
_____	

大阪府条例第 号

大阪府立高等専門学校条例を廃止する条例

大阪府立高等専門学校条例（昭和三十七年大阪府条例第四十三号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

2 職員の給与に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（給料表の種類及び適用範囲）                      第三条（略）                      一―三（略）                      四（略）                      イ・ロ（略）                      五・六（略）                      2（略）</p>	<p>（給料表の種類及び適用範囲）                      第三条（略）                      一―三（略）                      四（略）                      イ・ロ（略）                      ハ 高等専門学校教育職給料表                      五・六（略）                      2（略）</p>

別表第四ハの表を削る。

（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

3 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年大阪府条例第九号）の一部を次のように改正する。

附則別表第二チの表を削り、同表リの表を同表チの表とする。

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

4 職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十年大阪府条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（教員特殊業務手当）                      第二十条 教員特殊業務手当は、小学校、中学校、高等学校若しくは特別支援学校（以下これらを「義務教育諸学校」という。）に勤務する主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員で、給与条例第三条第一項第四号イに規定する高等学校等教育職給料表又は同号ロに規定する小学校・中学校教育職給料表の職務の級が一級、二級若しくは特二級であるものが、次に掲げる業務に従事した場合において、</p>	<p>（教員特殊業務手当）                      第二十条 教員特殊業務手当は、小学校、中学校、高等学校若しくは特別支援学校（以下これらを「義務教育諸学校」という。）に勤務する主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手若しくは寄宿舎指導員で、給与条例第三条第一項第四号イに規定する高等学校等教育職給料表若しくは同号ロに規定する小学校・中学校教育職給料表の職務の級が一級、二級若しくは特二級であるもの又は大阪府立工業高等専門学校に勤務</p>

当該業務が次項の表の上欄に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める場合に該当するときに支給する。

- 一―三 (略)
- 四 学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)又は補習若しくは講習(正規の教育課程に基づかない学習指導で、学校が計画し、かつ、実施するものに限る。)における児童又は生徒に対する指導の業務で、勤務時間条例第三条第一項に規定する週休日(以下「週休日」という。)若しくは勤務時間条例第七条第二項に規定する知事が指定する日、勤務時間条例第九条第二項に規定する休日若しくは勤務時間条例第十条第一項に規定する代休日(以下これらを「指定日等」という。)又は指定日等に当たる日以外の正規の勤務時間が四時間である日(以下「四時間勤務日」という。)に行うもの
- 五 (略)
- 2 (略)

する教授、准教授、講師、助教若しくは助手で、同号ハに規定する高等専門学校教育職給料表の職務の級が一級、二級、三級若しくは四級であるもの(給与条例第十一条第一項の規定により管理職手当を支給される者を除く。)が、次に掲げる業務(大阪府立工業高等専門学校に勤務する者にあつては、第四号に掲げる業務に限る。)に従事した場合において、当該業務が次項の表の上欄に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める場合に該当するときに支給する。

- 一―三 (略)
- 四 学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)又は補習若しくは講習(正規の教育課程に基づかない学習指導で、学校が計画し、かつ、実施するものに限る。)における児童、生徒又は学生に対する指導の業務で、勤務時間条例第三条第一項に規定する週休日(以下「週休日」という。)若しくは勤務時間条例第七条第二項に規定する知事が指定する日、勤務時間条例第九条第二項に規定する休日若しくは勤務時間条例第十条第一項に規定する代休日(以下これらを「指定日等」という。)又は指定日等に当たる日以外の正規の勤務時間が四時間である日(以下「四時間勤務日」という。)に行うもの
- 五 (略)
- 2 (略)

(職員の定年等に関する条例の一部改正)  
5 職員の定年等に関する条例(昭和五十九年大阪府条例第三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定年) 第三条 (略)</p> <p>一 別表に掲げる施設等において、医療業務に従事する医師及び歯科医師 年齢六十五年</p> <p>二 教育又は研究を行う施設で任命権者が定めるものの長 年齢六十五年</p> <p>三 教育又は研究を行う施設で任命権者が定めるものの教授、准教授、講師、助教及び助手 年齢六十三年</p> <p>別表(第三条関係) 一―四 (略)</p>	<p>(定年) 第三条 (略)</p> <p>一 別表第一に掲げる施設等において、医療業務に従事する医師及び歯科医師 年齢六十五年</p> <p>二 別表第二に掲げる施設の長 年齢六十五年</p> <p>三 別表第二に掲げる施設の教授、准教授、講師、助教及び助手 年齢六十三年</p> <p>別表第一(第三条関係) 一―四 (略)</p> <p>別表第二(第三条関係) 一 大阪府立工業高等専門学校 二 前号に掲げるもののほか、教育又は研究を行う施設で任命権者が定めるもの</p>

(大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例の一部改正)

6 大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例(平成二十一年大阪府条例第八十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職業教育の充実) 第七条 府は、大阪府立高等学校及び大阪府立特別支援学校において、在学する障害者である生徒に職業に必要な能力を習得させるための教育の充実を図るものとする。</p>	<p>(職業教育の充実) 第七条 府は、大阪府立高等学校、大阪府立特別支援学校及び大阪府立工業高等専門学校において、在学する障害者である生徒及び学生に職業に必要な能力を習得させるための教育の充実を図るものとする。</p>





備考 (略)	室 会 議					室 休 息		区 分	
	議室	特別会 議室	第四会 議室	第三会 議室	第二会 議室	第一会 議室	その他 の者		生徒・ 学生
	一 日					一 時 一 室 間		単 位	
	七〇〇	二一、〇〇	七、〇〇	五、〇〇	七、〇〇	七、〇〇	一、〇〇	七〇〇	金 通 額 常 の
	(略)							(略)	
(略)							(略)		

備考 (略)	室 会 議					室 休 息		区 分	
	議室	特別会 議室	第四会 議室	第三会 議室	第二会 議室	第一会 議室	その他 の者		生徒・ 学生
	一 日					一 時 一 室 間		単 位	
	〇〇	七、〇〇	五、〇〇	三、〇〇	五、〇〇	五、〇〇	七〇〇	四八〇	金 通 額 常 の
	(略)							(略)	
(略)							(略)		

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

大阪府立漕艇センター条例の一部を改正する条例（案）の要綱

1 条例改正の理由

大阪府立漕艇センターについて、財政再建プログラム（案）の公の施設の方向性に基づき、利用者に応分の負担を求める観点から、利用料金の上限額を改定する。

2 条例改正の内容

別表（第8条関係）

○ 利用料金について、上限額を次のとおり50%引き上げる。

艇庫	エイト	生徒・学生	1艇1月	7,100円	⇒	10,700円
		その他の者	1艇1月	9,200円	⇒	13,800円
	フォア	生徒・学生	1艇1月	4,300円	⇒	6,500円
		その他の者	1艇1月	5,700円	⇒	8,600円
	スカル	生徒・学生	1艇1月	3,600円	⇒	5,400円
		その他の者	1艇1月	4,600円	⇒	6,900円
	オール	生徒・学生	1本1日	60円	⇒	100円
		その他の者	1本1日	120円	⇒	200円
貸艇	フォア	生徒・学生	1艇1時間	600円	⇒	900円
		その他の者	1艇1時間	860円	⇒	1,300円
	スカル	生徒・学生	1艇1時間	600円	⇒	900円
		その他の者	1艇1時間	860円	⇒	1,300円
	審判艇		1艇1日	17,300円	⇒	26,000円
放送設備			1式1日	6,500円	⇒	9,800円
水路用具			1式3日	6,500円	⇒	9,800円
			1式超過1日	1,700円	⇒	2,600円
トレーニング室	生徒・学生		1人1回	210円	⇒	300円
	その他の者		1人1回	410円	⇒	600円

休息室	生徒・学生	1室1時間	480円 ⇒	700円
	その他の者	1室1時間	700円 ⇒	1,100円
会議室	第1会議室	1日	5,200円 ⇒	7,800円
	第2会議室	1日	5,200円 ⇒	7,800円
	第3会議室	1日	3,500円 ⇒	5,300円
	第4会議室	1日	5,200円 ⇒	7,800円
	特別会議室	1日	7,800円 ⇒	11,700円

【理由】

- ・財政再建プログラム（案）に基づき、当施設は、収入増加策（使用料の見直し等）や競技団体等による管理によりコスト縮減を図り、現運営者との契約終了後の平成23年度から新運営者のもとで委託費を大幅に縮減し、平成24年度からは支出しないとしている。このため、次期指定管理者（利用料金制）の管理運営にかかる財源の確保を図るため、利用料金の上限額の改正を行う。
- ・利用料金の上限額については、他の類似施設とも比較考慮し、利用者に対し過度に負担を生じさせないよう設定した。

3 施行期日（附則関係）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

## 大阪府立臨海スポーツセンター条例の改正の概要

教育委員会教育振興室保健体育課

改正の理由	条例措置を必要とする理由
<p>大阪府立臨海スポーツセンターについて、財政再建プログラム（案）の公の施設 の方向性に基づき、利用者に応分の負担を求める観点から、新たに指定管理者が駐 車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を自らの収入として収受する ことができることとし、当該利用料金の上限額を設定する。</p>	<p>公の施設の利用料金の基本的枠組みについては、地方自治法（昭和22年法律第67 号）第244条の2第9項の規定により、条例で定める事項とされているため。</p>
改正の要点	政策アセスメント
<p>駐車場の利用料金の上限額を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大型車      1時間あたり    400円</li> <li>・その他のもの    同                    200円</li> </ul>	<p>財政課と調整済み</p>
施行予定期日	制度間調整の内容
<p>平成23年4月1日</p>	<p>_____</p>
適用区分	その他審査の参考となる事項
<p>_____</p>	<p>_____</p>

大阪府条例第 号

大阪府立臨海スポーツセンター条例の一部を改正する条例

大阪府立臨海スポーツセンター条例（昭和五十九年大阪府条例第九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第八条関係） 一―五（略） 六 駐車場利用料金				別表（第八条関係） 一―五（略）			
駐車場		区分	単位	金額			
大型車	その他のもの	一時間	円	四〇〇			
				二〇〇			
備考 「大型車」とは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第三条に規定する普通自動車のうち乗車定員十人以上のもの及び同条に規定する大型特殊自動車をいう。							

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

## 大阪府立臨海スポーツセンター条例の一部を改正する条例（案）の要綱

### 【条例改正の理由】

大阪府立臨海スポーツセンターについて、財政再建プログラム（案）の公の施設の方向性に基づき、利用者に応分の負担を求める観点から、利用料金の上限額を設定する。

### 【条例改正の内容】

#### 1 駐車場の利用料金について、上限額を次のとおり設定する。（別表関係）

○別表に第6号を新たに設ける。

- ・大型車 1時間当たり400円
- ・その他のもの 1時間当たり200円

※「大型車」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する普通自動車のうち乗車定員11人以上のもの及び同条に規定する大型特殊自動車をいう。

#### 【新たに駐車場利用料金を設定する理由】

- ・当施設は、財政再建プログラム（案）に基づき、使用料の見直し等収入増加策や管理費の縮減を図るとともに、現運営者との契約終了後の平成23年度から委託費は支出せず、さらに、大規模改修（耐震工事等）に要する公費は負担しないこととなっている。このため、その一環として、次期指定管理者（利用料金制）の管理運営に係る新たな自主財源を確保する必要がある。
- ・また、他の類似施設（府立体育会館、門真スポーツセンターなど）では既に駐車場を有料化しており、当施設についても利用者に応分の負担を求める観点から、駐車場の有料化が適当であると考えられる。
- ・なお、利用料金の額については、他の類似施設や近隣駐車場とも比較考慮し、利用者に対し過度に負担を生じさせないように設定した。

（参考）類似施設の駐車場利用料金の設定状況（条例上の上限額）

府立体育会館	1時間	500円
府立門真スポーツセンター	大型車 1時間	1,800円
	その他 1時間	360円

#### 2 施行期日（附則関係）

平成23年度から管理を行う指定管理者が徴収できるよう、この条例の施行期日は、平成23年4月1日とする。

### 職員の育児休業等に関する条例の改正の概要

総務部人事室企画厚生課

改正の理由	施行予定期日
<p>育児を行う職員の福祉の増進、公務能率の向上を図る観点から、部分休業の承認の取扱いについて、所要の改正を行う。</p>	<p>公布の日</p>
改正の要点	適用区分
<ul style="list-style-type: none"> <li>・部分休業を承認する場合の時間の単位について、15分とする。(第20条関係) 現行30分 → 15分に改正</li>   <li>・部分休業の承認に関し必要な事項は、人事委員会が定めるものとする。(第23条関係) → 任命権者が部分休業を承認するに当たっては、月における複数回の部分休業について包括的に承認することとするなど、運用について定める。</li> </ul>	<p>_____</p>
	<p>条例措置を要する理由</p>
	<p>地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項の規定により、部分休業の承認について条例で定めることとされているため。</p>
	<p>政策アセスメント（他部局、市町村等との調整）</p>
	<p>各任命権者及び人事委員会と調整中</p>
	<p>制度間調整の内容</p>
	<p>_____</p>
	<p>その他審査の参考となる事項</p>
<p>_____</p>	

大阪府条例第 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年大阪府条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(部分休業の承認) 第二十条 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、十五分を単位として行うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(委任) 第二十三条 第六条(第十八条において準用する場合を含む。)、第八条、第二十条及び第二十一条の規定の実施に関し必要な事項は、人事委員会 特定地方独立行政法人の職員に係るものにあつては、当該特定地方独立行政法人の理事長が定める。</p>	<p>(部分休業の承認) 第二十条 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、三十分を単位として行うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(委任) 第二十三条 第六条(第十八条において準用する場合を含む。)、第八条及び第二十一条の規定の実施に関し必要な事項は、人事委員会 特定地方独立行政法人の職員に係るものにあつては、当該特定地方独立行政法人の理事長が定める。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 勤務時間短縮・保育特休の廃止と育児部分休業の承認単位について

現 行		勤務時間短縮後	
基本の勤務形態	保育特休（30分）を付与する場合	基本の勤務形態形	育児部分休業の承認単位について
【本庁】 A勤務 9:00～17:45 B勤務 9:15～18:00	A勤務で終業に付与する場合 9:00～17:15 B勤務で始業に付与する場合 9:45～18:00	【本庁】 A勤務 9:00～17:30 B勤務 9:30～18:00	勤務時間短縮前に保育特休を付与していた職員が、勤務時間短縮後も同じ時刻に出勤・退勤するには、 <u>15分の措置が必要</u> 。 ⇒ <u>現行の育児部分休業（無給）は承認単位が30分であり、必要以上の給与減額が生じる。</u>
【出先】 9:00～17:45	終業に付与する場合 9:00～17:15 始業に付与する場合 9:30～17:45	【出先】 A勤務 9:00～17:30 B勤務 9:15～17:45	

※保育特休：小学校未満の子を養育する職員が当該子を保育所等へ送迎する場合に、勤務時間の始め又は終りに30分以内の特別休暇（有給）を付与。  
勤務時間短縮の実施時期（H22.10.1想定）に廃止予定。

※育児部分休業：小学校未満の子を養育する職員が当該子を養育する場合に、勤務時間の始め又は終りに30分を単位として休業（無給）を承認。  
月単位で休業時間の合計について給与減額し、合計時間に時間未満の端数がある場合、30分以上は1時間に切上げ、30分未満は切捨てる。

<参考> 条例改正のほか条例運用通知（人事委員会通知）で定める事項の骨子案

○任命権者が部分休業を承認するに当たっては、月における複数回以上の部分休業について包括的に承認を行うこととするなど、運用について定める。

※月に15分1回のみ休業を承認した場合、給与減額が生じない。（30分未満で切捨てるため）

⇒事実上、月15分まで有給の休業を承認することになるため、これを除外するための措置について定めるもの。

（注）改正条例の公布にあわせて、人事委員会から各任命権者へ通知する予定。